

八尾市長期継続契約に係る委託業務総合評価一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市（以下「本市」という。）が発注する長期継続契約に係る委託業務に係る一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱の規定に基づき総合評価一般競争入札を実施する委託業務（以下「対象業務」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予定価格が2,000万円以上であり、かつ、委託期間が24月以上にわたる建物清掃業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、落札者の決定において、価格評価、技術的評価（業務執行体制等の評価をいう。）及び社会的評価（多様な雇用及び雇用環境に関する取組等の評価をいう。）を一体として行うことが適当であると市長が認める業務、その他総合評価一般競争入札を実施することが適当であると市長が認める業務

(八尾市総合評価一般競争入札評価委員会による審査)

第3条 対象業務に係る落札者決定基準（令第167条の10の2第3項の落札者決定基準をいう。以下同じ。）及び落札者については、八尾市総合評価一般競争入札評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査した上で市長が決定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準は、総合評価基準、総合評価値の決定の方法及び落札者の決定の方法を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準は、八尾市長期継続契約に係る総合評価一般競争入札庁内会議（以下「庁内会議」という。）において当該基準を作成し、評価委員会で審査した上で市長が決定するものとする。

(総合評価基準)

第5条 総合評価基準は、評価項目、評価点、評価内容等を定めるものとする。

- 2 評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札者の価格評価
- (2) 入札者の技術的評価
- (3) 入札者の社会的評価
- (4) その他評価に必要な事項

- 3 評価基準は、前項に掲げる評価項目に応じて点数を定めるものとする。

(必要書類の提出)

第6条 入札に参加した者(以下、「入札参加者」という。)は、評価資料等の必要な書類を、当該入札公告に定める日時までに市長に提出しなければならない。

(技術的評価点及び社会的価値評価点の算定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された評価資料等(以下「提出書類」という。)について、総合評価基準に基づき、技術的評価点及び社会的評価点を算定するものとする。

2 市長は、提出書類の内容に不明な点がある場合は、入札参加者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

(総合評価値の算定方法)

第8条 契約担当課は、入札参加者につき、入札価格により算定した価格評価点と前条の規定により算定した技術的評価点及び社会的価値評価点を基に、次の算定方式(以下「加算方式」という。)により総合評価値を算定するものとする。

総合評価値＝価格評価点＋技術的評価点＋社会的評価点

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、加算方式以外の算定方式を採用することがある。この場合においては、第4条の規定に基づき算定方式を定めるものとする。

(落札候補者)

第9条 契約担当課は、前条の規定により得られた総合評価値が最も高い者を落札候補者として評価委員会に報告するものとする。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、評価委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。

(落札者の決定の通知)

第11条 落札者を決定したときは、当該入札参加者に対してその旨を通知し、本市ホームページに入札結果とともに掲載するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 落札者を決定したときは、次に掲げる事項について本市ホームページに公表するものとする。

- (1) 入札参加者の商号又は名称
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の総合評価値
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(契約解除等)

第13条 市長は、次に掲げる事項について、契約の解除並びに指名停止の措置を講じることがある。

- (1) 提出書類に虚偽記載があった場合
- (2) 提出書類に記載された事項について評価した内容が受注者の責により満たされない場

合

2 市長は、提出書類に記載された事項について評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、指名停止の措置を講じることがある。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。